

## 昭和二十三年法律第五号

### 国立国会図書館法

国立国会図書館は、眞理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

#### 第一章 設立及び目的

第一条 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国會議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

#### 第二章 館長

第四条 国立国会図書館の館長は、一人とする。この法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第五条 館長は、両議院の議長が、両議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

第六条 館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、両議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。

第七条 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

第八条 館長は、事前に、時宜によつては事後に、両議院の議院運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

第九条 館長は、出版によって施行される。

第十条 館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第十二条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第十三条 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第十四条 館長並びにその他の職員及び雇

第九条 国立国会図書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務に係る。

つき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。

第十一条 国立国会図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、国会職員は、職務を行つて使命とし、ここに設立される。

第十二条 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第十三条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国會議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第十四条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第十五条 国立国会図書館の館長は、一人とする。館長は、両議院の議長が、両議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

第十六条 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

第十七条 館長は、事前に、時宜によつては事後に、両議院の議院運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

第十八条 館長は、出版によって施行される。

第十九条 館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第二十条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第二十一条 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第二十二条 館長は、出版によって施行される。

第二十三条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第二十四条 館長は、出版によって施行される。

第二十五条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第二十六条 館長は、出版によって施行される。

第二十七条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第二十八条 館長は、出版によって施行される。

第二十九条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十条 館長は、出版によって施行される。

第三十一条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十二条 館長は、出版によって施行される。

第三十三条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十四条 館長は、出版によって施行される。

第三十五条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十六条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十七条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十八条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第三十九条 館長は、一年を超えない期間ごとに、前半期中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に応じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、摘要、編集、報告及びその他の準備をして、その資料の選択又は提出には党派的、官僚的偏見に捉わることなく、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。

五 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、

国会職員法又は国家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができます。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従ふべき審査する。

六 各議院の議院運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

七 第十二条 両議院の議院運営委員会を設ける。この委員会は、四人の委員でこれを組織し、各議院の議院運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。

八 委員長は委員の互選とする。

九 委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

十 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入していても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十一 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入していても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十二 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入していても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十三 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入していても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十四 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入していても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十五 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十六 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十七 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十八 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

十九 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十一 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十二 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十三 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十四 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十五 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十六 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十七 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十八 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

二十九 第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他職員は、政党に加入いても加入していない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政及び司法の各部門の図書館長に年報又は特報の提出を要求することができる。

四 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門の予算の中に「図書館」の費用は特報の提出を要求することができる。

五 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、

国会職員法又は国家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができます。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従ふべき審査する。

六 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に現存するすべての図書館長は、直接に購入若しくは受入をすることができる。

七 行政及び司法の各部門の図書館資料を購入する。なお、現に図書館を有しない各府においては一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

八 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

九 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十一 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十二 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十三 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十四 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十五 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十六 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十七 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十八 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

十九 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

二十 行政及び司法の各部門の図書館奉仕は、直接受けた図書館資料と同等の内容を有する情報の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定める

ことができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用並びに全国の図書館資料資源の目録及び一覧表の実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

五 館長は、前項第一号に規定する複写を行つた場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。

六 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。

七 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

八 第二十二条 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。

九 国際子ども図書館に国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

十 国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

## 第九章 収集資料

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二及び第十一章の三の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によって収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその

他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができるとする。

## 第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 國の諸機関により又は國の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物

（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの）を除く。（以下同じ。）が発行されたときは、當該機関は、公用又は外國政府出版物との交換その他の國際的交換の用に供するため、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

第二十五条 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、當該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関があつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関があつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、當該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

第二十六条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

第二十七条 国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第二項に規定する大学共同利用機関

第二十八条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十九条 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官

前二項の規定は、前項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

第二十五条の二 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第二十一条 國、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができる方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの）を、以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者

第二十五条の五 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十号）第一条に規定する地方住宅供給公社

第二十五条の六 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の七 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十号）第二条第一項に規定する地方道路公社

第二十五条の八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

第二十五条の九 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第一条に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十一 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十二 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十三 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十四 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十五 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十六 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十七 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十八 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の十九 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十一 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十二 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十三 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十四 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十五 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十六 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十七 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十八 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の二十九 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十一 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十二 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十三 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十四 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十五 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十六 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十七 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

第二十五条の三十八 國立大学法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

の日から三十日以内に、最良版の完全なもの一部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が法人であるときは、前項の過料は、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。







沖縄振興開発金 融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）
外国人技能実習 機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	地方公共団体（平成二十九年法律第二百六十六号）
株式会社国際協 力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	地方税共同機構（昭和二十五年法律第二百二十六号）
株式会社日本政 策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
株式会社日本貿 易保険	株式会社日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
金融経済教育推 進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
原子力損害賠 償・廃炉等支援機 構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構（平成二十三年法律第九十号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
使用済燃料再処 理・廃炉推進機 構	使用済燃料再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十五年法律第三十二号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
脱炭素成長型経 済構造移行推進 機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（平成十五年法律第三十二号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
日本年金機 構	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
日本司法支援セ ンター	日本司法支援センター（平成十九年法律第十九号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
日本私立学校振 興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
農水産業協同組 合貯金保険機 構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
福島国際研究教 育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二百五号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
預金保 険機 構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
地方競馬全国 協会	地方競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
名称	別表第二（第二十四条の二関係）	別表第二（第二十四条の二関係）